

平成 22 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代表者名 代表取締役社長 植村 貴好
(JASDAQ・コード 2156)
問合せ先 取締役総務本部長 岩本 克美
電話 087-825-1156

(追加) 定款変更内容の一部追加に関するお知らせ

平成 22 年 5 月 25 日に公表いたしました定款変更内容につきまして、変更内容の一部追加がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 追加変更の内容

変更案第 27 条の変更に伴い現行定款第 36 条について所要の変更を行うものです(変更案第 36 条)。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

なお、追加変更箇所につきましては、**網掛**で表示しています。

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>17. (新 設)</p> <p style="text-align: center;">18. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会 (新 設)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章～第三章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>17. </p> <p>18. <u>織物、衣類、身の回り品、日用雑貨、飲料・食料品、紙類、貴金属、宝石、美術品、家具・什器、医薬品・化粧品、化学製品、書籍・文房具、スポーツ・玩具・娯楽用品、電気・電子・通信機械器具、精密機械器具、車輛運搬具、一般機械器具、産業用機械器具の仕入、販売及び輸出入</u></p> <p>19. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章～第三章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第六章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第六章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がされなかった場合、当該会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第七章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

以上